

新潟県蓮がまとめた要望事項は、以下のとおり

平成 31 年度税制改正要望事項

一般社団法人 新潟県法人会連合会

総 論

第一 経済活性化への積極的取り組み

平成 30 年度税制改正では、働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人を、あまねく応援する等の観点から、個人所得税の見直しを行うとともに、デフレ脱却、経済再生の実現に向け、賃上げや設備投資を後押しする税制上の措置を講じ、さらに中小企業の代替わりを促進する事業継承税制の拡充等が行われた。

ただ、世界経済の先行き懸念、更に日本経済は足踏み状態にあり、引き続き、デフレからの脱却、経済再生が最優先課題となっている。

特に地方の中小企業にとっては厳しい経営環境が続いており、日本経済を支える中小企業が元気に成る為の、更なる具体的施策を示し実行するよう、政府に対し強く求めたい。

第二 行財政改革の徹底

平成 30 年度予算編成は、歳入 9 7.7 兆円のうち、税収は 59.1 兆円（前年度当初予算 5 7.7 兆円）、国債の新規発行額は 33.7 兆円（前年度から 6, 776 億円減）であり、公債依存度は 34.5%（前年度 35.3%）となった。

財政状況はわずかながら改善しているとはいえ、2020 年度にプライマリーバランスを黒字化するという目標は、率直のところ達成困難といわざるを得ない。

この現実を正面から受け止め、政府には引き続き本気で行財政改革に取り組むよう求める。

そのための具体策として、次のとおり要求する。

1. 年金の「マクロ経済スライド運用」の徹底、高所得高齢者の給付削減
2. 医療分野の規制改革推進（診療報酬体系の見直し、ジェネリック普及など）
3. 介護保険制度の見直し
4. 生活保護の給付水準見直しと厳格運用
5. 少子化対策は企業主導型保育事業の検討と安定財源確保
6. 選挙制度改革と議員定数・報酬等の歳費の抑制
7. 特殊法人改革等の推進
8. 積極的な民間活力の導入
9. 特別会計の抜本的改革

10. 予算執行についてのチェック体制強化と厳格運用

第三 法人・個人所得税について

税制は、公平、中立、簡素の課税三原則に立って、広く、薄く、公平な適正な税負担を求めていくことが大切であり、国民全体が公的サービス費用を負担するという考えで、課税ベースの見直しを要望してきた。

産業の空洞化を防止する観点から、法人実効税率引き下げは妥当と考えるが、一方で課税ベースの拡大により、税負担の軽減効果が減殺されることのないよう慎重な検討を求めたい。

個人所得税については、配偶者控除、配偶者特別控除の見直しが行われたが、不公平を生じないよう配慮すべきで、引き続き適正な税負担の仕組みを追及、検討していくべきである。

第四 社会保障制度改革推進について

財政と社会保障の問題については、人口減少と少子、高齢化の同時進行、格差の拡大が進む中で国民は将来の不安がますます増大してきている。

出生数の減少は、その理由として将来不安が一番に挙げられ、現下の財政状況の中で社会保障制度をいかにして維持していくのか、これは国家的課題ともいえる大きな問題である。

既に、高齢者控除の廃止、年金の支給年齢の引き上げ、保険料増額等の改革を行ってきてはいるが、公的福祉制度の民間移譲など、地方財政の削減、民間雇用促進に繋がるような施策について、財源問題と併せ更に突っ込んだ改革に取り組んでいくことが不可避といえる。

増大する社会保障費の負担は、国民全体が負うべきであり、消費税は社会保障に重点的に充てるようにしていく必要がある。

第五 震災復興について

東日本大震災については、平成 27 年度まで 5 年間の集中復興期間（予算規模 25 兆円）を経て、平成 28 年度から 5 年間の「復興・創生期間」（予算規模 6.5 兆円）に入っているが、依然復興は道半ばである。

今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故対応を含め引き続き適切な支援を続ける必要がある。被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから実効性のある措置を講じるよう求める。

財源については、国が全額負担してきた従来方針を転換し、一部事業については被災自治体にも若干の負担を求めることとしており、効率的な予算運

営が期待できる状況になっているが、「復興・創生」の残り期間についても、引き続き極力各省庁の無駄を省き、知恵を絞って税外収入の確保に努め、更なる増税に頼ることのないよう要望したい。

また、集中復興期間中に、一部指摘のあった予算流用や最近発覚した政府系金融機関による危機対応融資制度の不適正運用など国費の無駄に直結する事例には厳しく対処し、こうした事象が発生することのないよう改めて財政規律の遵守を強く求める。

また、熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧、復興の実現等に向けて早急に取り組まねばならない。

【 基 本 事 項 】

第一 法人税制について

地域経済の担い手である中小企業は、依然厳しい経営環境におかれていることから改善すべき点が多い。

このため、以下のことにつき要望する。

1 課税ベースの適正化について

法人実効税率の引き下げに伴い租税特別措置の期限切れによる廃止など課税ベースの拡大が一部行われたが、依然として法人税負担の偏りがみられる。財源確保の観点からだけでなく、適正な課税ベースの構築を引き続き検討していくこと。

2 外形標準課税について

中小法人は大法人と比較すると労働分配率が高く、外形標準課税が適用されると雇用の維持・創出に及ぼす影響が大きい。また欠損法人等担税力のない中小法人の資金繰りを圧迫し、設備投資にも影響が及ぶことから、地方創生の観点からも、外形標準課税の対象範囲の見直しをするに当たっては、中小法人への十分な配慮が必要であり、慎重に進めること。

3 繰越欠損金の控除限度額について

企業活動の継続性と業績回復を支援する観点から、中小法人に対しては、繰越欠損金の100%控除制度を維持すること。

4 投資促進税制等の拡充、本則化

中小企業の技術革新など経済活性化に資する生産性向上設備投資促進税制等については、制度を拡充するとともに、極力本則化すること。

5 確定申告書提出期限の延長

決算事務については、諸手続等のため2か月以内に完了することがなかなか困難であり、法人税の確定申告書の提出期限を「原則」事業年度終了後3か

月以内」に延長すること。

6 企業会計と税法会計について

企業会計、税法会計ともに「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従う」とする共通理念を有しており、税法会計も可能な限り企業会計に近づける会計処理とすること。

第二 個人所得税制について

所得税は、国民全体がその所得に応じて負担するという税の基幹であるが、社会の構造変化などによる非納税者の増加や各種控除の拡大などから、基幹税としての財源調達機能が低下している。

公正・中立・簡素の三原則に立ち戻って、広く公平な税負担となるよう見直しが必要と考える。

1 各種控除制度の見直し

- (1) 各種控除は、社会構造変化に対応したものに見直すこと。
- (2) 税率構造についても、各種控除と一体的に見直しを検討すること。
- (3) 累次の改正で複雑化しており、簡素化を図ること。

2 個人住民税の均等割は、応益負担原則の観点から適正水準とすべき。

第三 消費税制について

平成29年4月から予定されていた消費税率の引き上げは、2年半延期された。ただ、軽減税率制度の導入については、既定の通り「10%への引き上げ時」とされる見込みである。税率引き上げの再延期は、国内外の経済情勢等を踏まえての政治判断であるが、財政健全化や社会保障の充実という重い課題がさらに厳しさを増すものとなった。軽減税率制度については、法人会としては「10%程度までは、単一税率が望ましい」との主張に変わりないが、「10%引き上げ時の導入」を前提とした場合、次の点について十分な配慮と、国民の理解を得る努力を要望する。

1. 事業者の事務負担・事務コスト増に対し、十分配慮された仕組みとすること。
2. 対象品目等については、極力分かりやすいルールとすること。
3. 税収確保の視点も重視すること。
4. 経済への影響に十分配慮すること。

第四 事業承継税制について

わが国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保など

に大きく貢献しており、中小企業の事業承継税制は、日本経済にとって大きな影響を及ぼすものである。

これまで納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化などが図られてきたが、中小企業の円滑な事業承継には不十分であり、さらなる要件緩和と充実を要望する。

第五 地方税制について

1 固定資産税評価方法について

固定資産税については、地価の下落にもかかわらず地価実勢等から見ても税負担が重くなっており、評価方法や課税方式の抜本的な見直しが必要である。

(1) 地価の評価については、現在、国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれ目的に応じた評価をしているが、評価体制の一元化を含め、行政の効率化とコスト削減に努めること。

(2) 土地の評価は、その土地の利用価値をみて「収益還元価格」で評価するよう改めること。

(3) 居住用家屋については、現在、再建築価格方式で評価しているが、これを建築後の経過年数や処分価格を基準に評価する方法に改めること。事業用については「収益還元価格」で評価するようにすること。

2 事業所税について

事業所税は、固定資産税との二重課税的な性格を有すること、市町村によって徴収の有無があるなど不合理・不公平な実態があり、廃止すべきである。

3 不動産取得税の減税について

土地の流動化を推進するため不動産取得税の減税を要望する。

また、不動産業者が商品として取得する物件については、保有の期間を限定し非課税とすべきである。

4 ふるさと納税制度について

ふるさと納税制度については、制度の趣旨には賛同するものの、問題点も指摘されている。制度の本旨に立ち返り、寄付が真に住民サービスに活かされ、効率よく地域の運営に貢献するものとなるような仕組みにすべきであり一部見直しが必要と考える。

第六 マイナンバー制度について

平成28年1月から全面施行されたマイナンバー制度は、導入後しばらくの間、発行に伴うミスやカードの不具合などさまざまな混乱を生じたが、システム面については落ち着いた状況になったといえる。ただ、カードの発行率はかなり低調であり、制度の定着には未だ課題が多い。

情報の保護や悪用防止のための措置など、今後も制度の趣旨に沿った運用

が成されるよう、更に必要な措置を講じていくよう要望する。

第七 国際税制について

経済のグローバル化に伴い、国境を超える経済活動に対する国際課税の問題は、中小法人や個人にも関わりが広がっており、その重要性はますます高まっている。租税条約の拡充により国際的な二重課税を排除することや、その逆の不正な資本隠しなどについては厳正な対応が必要であり、国際的な課税ルールの構築に向け継続して取り組んでいくべきである。

いわゆるタックスヘイブン対策は、実態を正確に把握し、税の原点に立ち返った視点からの対策が不可欠である。

諸外国とも連携し、引き続き適正な税制措置をとるよう強く求める。

第八 その他

耐用年数の見直しについては、耐用年数は、物を対象に一律に規定されているが、積雪寒冷地における破損や消耗度合いは温暖地とは比較にならず、特に車、家屋等については抜本的に短縮するよう要望する。

なお、海岸地域の塩害についても積雪寒冷地同様に短縮を要望する。

【 個 別 事 項 】

第一 法人税関係

- 1 中小企業の軽減税率15%の本則化と適用課税所得額の引き上げ
中小企業に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化すること。
また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率適用所得額を少なくとも1,600万円程度に引き上げること。
- 2 中小企業の活性化に資する投資促進税制の見直し
中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めること。
また、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、適用期限が延長されたが、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃すること。
- 3 役員給与の損金算入の拡充
現行制度では、役員給与の損金算入の取扱いが限定されており、特に報酬等の改定には厳しい制約が課されている。職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すこと。

4 引当金の損金算入

(1)退職給与引当金は、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、その繰入について損金算入を認めること。

(2)賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払い費用としての性格を有していることから、その繰入について損金算入を認めること。

5 無形減価償却資産の償却期間の短縮

電算機ソフトウェアは5年償却となっているが、技術進歩が早いため期間を3年とすること。

第二 所得税関係

1 土地・建物等の損益通算

土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めること。

2 不動産所得の負債利子の損益通算

土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっている。

これはバブル期の措置として設けられたものであり、大きく環境が変わっていることから損益通算を復活させること。

3 医療費控除

医療費控除については、昨今の実情を勘案し、最高限度額を300万円(現行200万円)に引き上げること。

第三 相続税・贈与税関係

1 親族外への事業承継に対する措置の充実

2 贈与税の控除額引上げ

(1)経済活性化の観点から、贈与税の基礎控除額を引き上げること。

(2)昭和63年以来据え置かれている居住用不動産の配偶者控除額を2,000万円から3,000万円に引き上げること。

3 保険金・死亡退職金の非課税限度額引上げ

法定相続人1人500万円を1,000万円に引き上げること。

4 課税財産の見直し

(1)事業用資産を一般財産と切り離した事業承継税制とすること。

(2)相続開始後に発生する相続に伴う費用(遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等)は、相続税の課税財産から控除すること。

5 取引相場のない株式等の評価の適正化について

平成29年度税制改正で類似業種批准方式についての評価方法の見直しが行わ

れたが、純資産価額方式についての見直しも含め、更に適正化を図る必要があり早急な対応を求める。

第四 間接税関係

1 印紙税の改正

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など取引慣行の変化に伴い課税根拠が希薄化している。文書作成の有無による課税は公平性を欠くことから廃止すること。

第五 その他

1. 配当に対する二重課税の見直しを要望する。
2. e-TaxとeLTAXの電子申告・電子納税環境の一層の整備を図り、統一的な運用を検討すべきである。

以上

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

平成31年度税制改正では、消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅に対する税制上の支援策が講じられるとともに、車体課税について、地方の安定的な財源を確保しつつ大幅な見直しが行われました。さらに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し等が行われました。

法人会では、昨年9月に「平成31年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制や事業承継に関する税制の見直しなど法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

[法人課税]

1. 中小法人に適用される軽減税率の特例

法人会提言	改正の概要
・ 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置（平成31年3月31日まで）ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。	・ 中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。

2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
・ 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。 ・ 中小企業投資促進税制の上乗せ措置として平成29年度に改組された中小企業経営強化税制について、事業年度末が迫った申請の認定に当たっては弾力的に対処すること、及び適用期限（平成31年3月31日まで）を延長すること。	・ 中小企業投資促進税制の適用期限が2年延長されました。 ・ 中小企業経営強化税制について、特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化が行われ、適用期限が2年延長されました。

[事業承継税制]

1. 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

法人会提言	改正の概要
平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう求める。	- 贈与税の納税猶予における受贈者の年齢要件が20歳以上から18歳以上に引き下がります（2022年4月1日以後の贈与より適用）。 - 一定のやむを得ない事情により認定承継会社等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合、その該当した日から6月内にこれらの会社に該当しなくなったときは、納税猶予の取消事由に該当しないこととなります。 - 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、贈与税の納税猶予の免除届出の添付書類が不要となる等、手続きの簡素化が行われます。

[その他]

1. 少子化対策

法人会提言	改正の概要
企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。	企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の適用期限が2年延長されました。

2. ふるさと納税制度

法人会提言	改正の概要
納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。	過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税（特例控除）の対象外とすることができるよう、制度の見直しが行われます。

平成31年度事業計画

自 平成31年4月1日～至 令和2年3月31日

I 活動の基本方針

公益法人制度改革により、公益社団法人として新たにスタートしてから6年が経過し、新しいルールのもとでの組織運営・事業活動はほぼ定着したものと捉えることができる。

そのうえで平成31年度は、これまでの歴史と実績を踏まえたうえで、あらためて「法人会の理念」である「税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」として積極的に各種事業に取り組んでいくことを基本方針とする。

また、そうした事業活動を一層充実したものとするためにも組織・財政基盤の充実・強化が必要であることから、引き続き会員増強活動に力を入れるとともに、会員相互の交流を一層深め体制の確立を図り、以下に掲げる諸施策に取り組むこととする。

II 主な事業計画

1. 税を巡る諸環境の整備・改善等を図るための事業

(1) 税に関する研修・セミナー開催事業

一般の企業及び市民、会員に対する税知識の一層の普及啓発に努めることとし、研修教材や資料の配布を行うなど、会員を含めた多くの方を対象として、税務に係る幅広い知識の普及や経営財政を取り巻く諸問題の改善を目的とした研修会やセミナーを引き続き開催することとする。研修教材についても、有効なものを選定し提供する。

(2) 講演会開催事業

会員企業及び市民が政治・経済学者・ジャーナリスト等の視点を変えた税制に関する様々な考え方を聞くことで、税知識の普及が身近に感じられるようにするなど、市報や地元紙で広報し、広く参加を募りテーマに即した講演会を開催することとする。

(3) 租税教育事業

村上税務署管内の小学校を対象に、青年部会及び県税部等が講師となり、「租税教室」を行い、税金の課税される仕組みや使われ方、税の大切さを身近な事例で説明し、税の大切さを理解していただくこととする。また、女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」を行い、税に対する理解と関心を深めてもらうこととする。

(4) 税の広報活動事業

改正税法や税務申告の情報に対する早期対応と周知及び「e-Tax」の普及に資するためのPR活動など利用促進を促すことや、会のホームページ及び広報誌において、改正税法や税務申告の情報を掲載し、公共施設や金融機関窓口に配置して多くの市民の方々へ税務情報を周知する。また、イベント会場などで、税に関するクイズや日本の税制をマンガで説明した冊子を配布するなど、市民から税に関心を持ってもらう事業を実施することとする。

(5) 税の調査研究（支援を含む）及び社会への提言事業

財政再建と持続可能な社会保障制度を構築するための社会保障と税の一体改革に本腰を入れて取り組むことが求められている。さらには少子高齢化やグローバル化の進展などの社会構造の変化への対処など、山積する諸課題に広く対処していく必要がある。

これらを踏まえ、地域の担い手である中小企業の活性化に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとして建設的な提言を行っていくものとする。

この事業として、税制に対する意見集約を行って提言を行うこととし、税に対するアンケートを行い、その意見・要望をもとに税制改正要望を取りまとめ、国会、地方議会、関係官庁に向けて提言を実施するものとする。

(6) 企業の税務コンプライアンスの向上

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスクの軽減のためには極めて重要であることから、国税庁後援事業である「自主点検チェックシート」を活用し、企業の税務コンプライアンス向上に積極的に取り組むこととする。

2. 地域の経済社会環境の整備・改善等を図るための事業

(1) 講演会・セミナーの開催事業

地域社会への政治経済の情報、健康情報、福祉的情報等の講演会や地域経済の発展に繋がる実務セミナーを開催することは、地域社会の活性化や地域経済の改善に役立つことである。

法人及び一般の方を対象として、行政関係者、医師、経営実務コンサルタント、芸術家等広範囲な分野の専門家を講師に迎え、講演会・セミナーを開催することとする。

(2) 地域の福祉問題や環境問題などの改善に資する事業

講演会等で法人及び一般家庭からタオルを寄贈していただいたものを特別養護老人ホームなどの福祉施設に寄贈し活用していただくとともに女性部会による演芸訪問を実施することとする。

また、海岸などの清掃活動や花の鉢植えの配布による環境美化活動に取り組むことなどで、福祉問題や環境問題の改善に役立てることとする。

3. 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業

(1) 組織の強化・充実

公益性拡大の観点から、会の組織基盤強化・維持を図るため、さらなる会員増強に向けて、組織目標の設定や諸施策を実施し、「会員増強月間」において法人会一丸となった会員拡大の取り組みを行う。また、極めて厳しい社会・経済状況の下、組織の強化・充実を図るため、役員の率先した参画や指導のもと新規加入の推進を行うとともに、会員の退会防止策等、より効果的な対応策を展開する。法人会事務局の基盤強化、職員の資質・技能向上を目的とした全法連・局連・県連が主催する事務局セミナーの参加に努めることとする。

(2) 広報活動の充実

法人会の知名度向上・活動内容の周知や会員増強等に資する広報活動を充実させさせるため、村上法人会だよりを夏号・冬号のほかに「税に関する絵はが

きコンクール」及び「租税教育」に関する春号を発行することとする。

また、全法連や県連の行うポスター・ラジオCM・新聞広告によるPRの協力を図るほか、ホームページの充実、マスコミ等に対するパブリシティ向上に努める広報活動を展開する。また、青年部会員を対象としてスタートしたアンケート調査システムの拡大を図る。

(3) 青年・女性部会の充実

① 青年部会活動の大きな柱である「租税教育活動」及び「部会員増強運動」については、目標数値を設定のうえ、より積極的な展開を図る。また、青年部会員を対象として実施する法人会アンケート調査システムの普及・活用に努める。

② 「女性部会のあり方（基本方針）」に沿って、部会員の資質向上と法人会活動の充実・活性化に努める。また、税の啓発活動として小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」や「社会貢献活動」を積極的に進める。

(4) 法人会会員の福利厚生の上に資することを目的とする事業

法人会の福利厚生制度を取り巻く環境がますます厳しさを増している状況のもと、引き続き取り扱い三社との連携を一層強化しつつ、福利厚生制度の円滑な運営と財政基盤の安定化のため、会員企業に対する加入率向上に努め、会員の企業価値を高めることにもなる福利厚生事業の充実に努める。

4. 本会の組織を充実し、全国法人会総連合・新潟県法人会連合会及び友誼団体との連携強化を図る事業

会員支援のために、会員の輪を広げるために、異業種交流の一環として、会員間の情報交換や相互の親睦事業を行うほか、会員等に限定した研修会講習会などの事業を行う。

また、会員企業の経理業務に長年にわたり功労があった者に対し、村上法人会会長名による優良経理担当職員表彰状と記念品を贈り、一層の納税協力活動の推進者を育成するとともに、広く社会に納税の重要性を広報することとする。

5. 本会の活動に関係する諸官公庁との連携を図る事業

6. その他、本会の目的達成に必要な事業

【理事会承認事項】平成31年度収支予算

収支予算書(損益計算ベース)

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

単位:円

科 目	当年度	前年度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	500	400	100	
基本財産受取利息	500	400	100	基本財産利息収入
特定資産運用益	5	5	0	
特定資産受取利息	5	5	0	特定積立金利息収入
受取会費	4,945,000	4,900,000	45,000	
正会員受取会費	4,900,000	4,867,000	33,000	一般会費収入
賛助会員受取会費	45,000	33,000	12,000	
事業収益	2,292,000	2,250,000	42,000	
会員親睦事業収益	1,500,000	1,500,000	0	懇親会等会費収入
青年・女性部会事業収益	642,000	600,000	42,000	青年・女性部会会費収入
広報事業収益	150,000	150,000	0	会報広告料収入
受取補助金	5,289,900	4,905,900	384,000	
受取全法連助成金振替額(A)	3,779,900	3,635,900	144,000	全法連助成金(A)
受取全法連助成金(B)	350,000	150,000	200,000	全法連助成金(B)
受取県連補助金(B)	1,160,000	1,120,000	40,000	県連補助金(B)
雑収益	210,050	210,050	0	
受取利息	50	50	0	受取利息収入
雑収益	210,000	210,000	0	雑収入
経常収益計(A)	12,737,455	12,266,355	471,100	
(2) 経常費用				
事業費	10,696,760	10,316,360	380,400	
(税に関する研修会事業)	199,320	171,320	28,000	
会場費	70,000	50,000	20,000	
資料費	3,000	5,000	△ 2,000	
諸謝金	10,000	20,000	△ 10,000	
印刷製本費	18,000	15,000	3,000	
委託費	58,320	58,320	0	
消耗品費	20,000	10,000	10,000	
通信運搬費	15,000	10,000	5,000	
委員会費	5,000	3,000	2,000	
(税法税務に関する教材作成配布事業)	26,000	26,000	0	
資料費	1,000	1,000	0	
通信運搬費	25,000	25,000	0	
(租税教育事業)	192,000	161,000	31,000	
会場費	3,000	2,000	1,000	
印刷製本費	55,000	55,000	0	
通信運搬費	2,000	2,000	0	
消耗品費	88,000	85,000	3,000	
支払負担金	31,000	7,000	24,000	
委員会費	13,000	10,000	3,000	
(税の広報事業)	234,300	210,300	24,000	
会場費	3,000	3,000	0	
印刷製本費	15,000	10,000	5,000	
委託費	30,900	30,900	0	
新聞掲載費	55,400	55,400	0	
通信運搬費	15,000	15,000	0	
消耗品費	25,000	10,000	15,000	
支払負担金	85,000	85,000	0	
委員会費	5,000	1,000	4,000	
(会報発行事業)	400,000	410,000	△ 10,000	
会報作成費	335,000	335,000	0	
通信運搬費	65,000	75,000	△ 10,000	
(税制改正提言事業)	11,000	10,000	1,000	
調査研究費	10,000	9,000	1,000	
委員会費	1,000	1,000	0	

科 目	当年度	前年度	増 減	備 考
(地域社会経営支援研修事業)	249,320	224,320	25,000	
会場費	70,000	50,000	20,000	
資料費	3,000	3,000	0	
諸謝金	85,000	80,000	5,000	
委託費	58,320	58,320	0	
支払負担金	20,000	20,000	0	
印刷製本費	3,000	3,000	0	
通信運搬費	10,000	10,000	0	
(地域社会の経済経営に関する教材作成配布事業)	17,000	17,000	0	
資料費	2,000	2,000	0	
通信運搬費	15,000	15,000	0	
(地域社会貢献活動事業)	206,000	181,000	25,000	
会場費	50,000	30,000	20,000	
通信運搬費	3,000	3,000	0	
消耗品費	40,000	40,000	0	
諸謝金	100,000	100,000	0	
印刷製本費	5,000	5,000	0	
委員会費	8,000	3,000	5,000	
(組織基盤強化のための支援事業)	320,000	320,000	0	
会員増強推進費	300,000	300,000	0	
通信運搬費	5,000	5,000	0	
委員会費	15,000	15,000	0	
(会員支援事業)	40,000	40,000	0	
会員表彰事業費	35,000	35,000	0	
委員会費	5,000	5,000	0	
(会員交流事業)	1,600,000	1,570,000	30,000	
会員交流費	1,600,000	1,570,000	30,000	
(会員の福利厚生制度推進に関する事業)	75,000	55,000	20,000	
福利厚生事業費	60,000	50,000	10,000	
委員会費	15,000	5,000	10,000	
(管理費のうち事業費配賦額)	7,126,820	6,920,420	206,400	
給料手当	4,868,460	4,868,460	0	
福利厚生費	1,075,000	1,075,000	0	
旅費交通費	516,000	387,000	129,000	
通信運搬費	163,400	137,600	25,800	
消耗什器備品費	43,000	43,000	0	
消耗品費	103,200	77,400	25,800	
印刷製本費	25,800	25,800	0	
賃借料	258,000	258,000	0	
租税公課	860	860	0	
支払手数料	68,800	43,000	25,800	
雑費	4,300	4,300	0	
管理費	2,008,380	1,925,980	82,400	
給料手当	792,540	792,540	0	
福利厚生費	175,000	175,000	0	
渉外慶弔費	50,000	50,000	0	
表彰費	50,000	20,000	30,000	

科目	当年度	前年度	増 減	備 考
会議費	390,000	373,000	17,000	
総会費	250,000	250,000	0	
役員会費	100,000	85,000	15,000	
その他会議費	35,000	35,000	0	
委員会	5,000	3,000	2,000	
旅費交通費	84,000	63,000	21,000	
通信運搬費	26,600	22,400	4,200	
消耗什器備品費	7,000	7,000	0	
消耗品費	16,800	12,600	4,200	
印刷製本費	4,200	4,200	0	
賃借料	42,000	42,000	0	
事務委託費	250,000	250,000	0	
租税公課	140	140	0	
諸会費	108,200	106,400	1,800	県連会費他
支払手数料	11,200	7,000	4,200	
雑費	700	700	0	
経常費用計(B)	12,705,140	12,242,340	462,800	
当期経常増減額(A-B)	32,315	24,015	8,300	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
固定資産売却益				
固定資産受増益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
固定資産売却損				
固定資産除却損				
災害損失				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
税引前当期一般正味財産増減額	32,315	24,015	8,300	
法人税、法人県民税、法人市民税	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	32,315	24,015	8,300	
一般正味財産期首残高	7,304,712	7,280,697	24,015	
一般正味財産期末残高	7,337,027	7,304,712	32,315	
II 指定正味財産増減の部				
受取補助金等	3,779,900	3,635,900	144,000	
受取全法連助成金	3,779,900	3,635,900	144,000	
一般正味財産への振替額	△ 3,779,900	△ 3,635,900	△ 144,000	
一般正味財産への振替額	△ 3,779,900	△ 3,635,900	△ 144,000	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	7,337,027	7,304,712	32,315	

収支予算書内訳表

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引 控 除	合 計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共 通	小 計	収1	他1 (会員支援)	小 計		
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
基本財産運用益			500	500					500
基本財産受取利息			500	500					500
特定資産運用益			5	5					5
特定資産受取利息			5	5					5
受取会費			2,593,000	2,593,000		882,000	882,000	1,470,000	4,945,000
正会員受取会費			2,548,000	2,548,000		882,000	882,000	1,470,000	4,900,000
賛助会員受取会費			45,000	45,000					45,000
事業収益						2,292,000	2,292,000		2,292,000
会員親睦事業収益						1,500,000	1,500,000		1,500,000
青年・女性部会事業収益						642,000	642,000		642,000
広告収益						150,000	150,000		150,000
受取補助金等	2,872,724	907,176		3,779,900		700,000	700,000	810,000	5,289,900
受取全法連助成金振替額	2,872,724	907,176		3,779,900					3,779,900
受取全法連助成金								350,000	350,000
受取県連補助金						700,000	700,000	460,000	1,160,000
雑収益								210,050	210,050
受取利息								50	50
雑収益								210,000	210,000
経常収益計	2,872,724	907,176	2,593,505	6,373,405		3,874,000	3,874,000	2,490,050	12,737,455

単位:円

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計			法人会計	内部取引 控 除	合 計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共 通	小 計	収1	他1 (会員支援)	小 計			
(2)経常費用										
事業費	5,620,470	1,715,370		7,335,840		3,360,920	3,360,920			10,696,760
調査研究費	10,000			10,000						10,000
会場費	76,000	120,000		196,000						196,000
資料費	4,000	5,000		9,000						9,000
諸謝金	10,000	185,000		195,000						195,000
会報作成費	335,000			335,000						335,000
新聞掲載費	55,400			55,400						55,400
会員表彰事業費							35,000	35,000		35,000
会員増強推進費							300,000	300,000		300,000
会員交流費							1,600,000	1,600,000		1,600,000
福利厚生事業費							60,000	60,000		60,000
委員会費	24,000	8,000		32,000			35,000	35,000		67,000
給料手当	3,113,550	849,150		3,962,700			905,760	905,760		4,868,460
福利厚生費	687,500	187,500		875,000			200,000	200,000		1,075,000
旅費交通費	330,000	90,000		420,000			96,000	96,000		516,000
通信運搬費	226,500	56,500		283,000			35,400	35,400		318,400
消耗什器備品費	27,500	7,500		35,000			8,000	8,000		43,000
消耗品費	199,000	58,000		257,000			19,200	19,200		276,200
印刷製本費	104,500	12,500		117,000			4,800	4,800		121,800
賃借料	165,000	45,000		210,000			48,000	48,000		258,000
委託費	89,220	58,320		147,540						147,540

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計			法人会計	内部取引 控 除	合 計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共 通	小 計	収1	他1 (会員支援)	小 計			
租税公課	550	150		700		160	160			860
支払負担金	116,000	20,000		136,000		0	0			136,000
支払手数料	44,000	12,000		56,000		12,800	12,800			68,800
雑費	2,750	750		3,500		800	800			4,300
管理費								2,008,380		2,008,380
給料手当								792,540		792,540
福利厚生費								175,000		175,000
渉外慶弔費								50,000		50,000
表彰費								50,000		50,000
会議費								390,000		390,000
旅費交通費								84,000		84,000
通信運搬費								26,600		26,600
消耗什器備品費								7,000		7,000
消耗品費								16,800		16,800
印刷製本費								4,200		4,200
賃借料								42,000		42,000
事務委託費								250,000		250,000
租税公課								140		140
諸会費								108,200		108,200
支払手数料								11,200		11,200
雑費								700		700
経常費用計	5,620,470	1,715,370	0	7,335,840	0	3,360,920	3,360,920	2,008,380		12,705,140
当期経常増減額	△ 2,747,746	△ 808,194	2,593,505	△ 962,435	0	513,080	513,080	481,670		32,315

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計			法人会計	内部取引 控 除	合 計
	公1 (税の控除)	公2 (地域貢献)	共 通	小 計	収 1	他1 (会員支援)	小 計			
2. 経常外増減の部										
(1) 経常外収益								0		0
固定資産売却益								0		0
固定資産受増益								0		0
経常外収益計								0		0
(2) 経常外費用								0		0
固定資産売却損								0		0
固定資産除却損								0		0
災害損失								0		0
経常外費用計								0		0
当期経常外増減額								0		0
他会計振替額				0				0		
当期一般正味財産増減額	△ 2,747,746	△ 808,194	2,593,505	△ 962,435		513,080	513,080	481,670		32,315